

## 第3章 口頭審理期日等における 当事者等の出頭のオンライン化

### 1. 改正の必要性

#### (1) 従来 of 制度

特許法において、特許無効審判及び延長登録無効審判の審理の方式は口頭審理によるものとされている（特許法第145条第1項）。また、拒絶査定不服審判及び訂正審判の審理の方式は書面審理によるとされるが、当事者の申立てにより又は職権で、口頭審理によるものとするができることとされている（同条第2項）。

審判長は、口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、当事者及び参加人（当事者等）に対し、期日の呼出しを行うこととされており（同条第3項及び第4項）、呼出しを受けた者が正当な理由がないのに出頭しないときは、10万円以下の過料に処することとされている（同法第203条）。

審判の公正を担保するため、口頭審理は公開して行うこととされており（第145条第5項）、また、口頭審理の手續の適法性を公証するため、期日において審判書記官が調書を作成することとされている（同法第147条）。

口頭審理は、書面では十分に言い尽くせない当事者等の主張を、審判長の審尋によって引き出すことにより、合議体が争点を正確に把握することに役立ち、また、当事者等の説明を受けることで、技術内容の正確な把握にも役立つものとされる。

#### (2) 改正の必要性

口頭審理は、呼出しを受けた当事者等が、審判長が指定した場所（審判

廷<sup>2)</sup>に出頭して開催される。このため、口頭審理の開催によって、人の移動及び人と人との接触が生じ、新型コロナウイルス感染症の拡大につながる懸念がある。

当事者等が新型コロナウイルス感染症に対する不安を持つことなく口頭審理に参加できるようにするという観点及びデジタル化等の社会構造の変化に対応しユーザーの利便性を向上させる観点からは、当事者等が審判廷に出頭することなく、口頭審理の期日における手続に関与できるようにすることが望まれる。

## 2. 改正の概要

### (1) 口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化(特許法第145条)

特許法第145条に第6項を新設し、審判長の判断で、当事者等がウェブ会議システム等（ウェブ会議システムやテレビ会議システムといった、インターネット回線等を介して映像と音声を送受信して相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）により、口頭審理期日における手続を行うことができることとした。

また、特許法第145条に第7項を新設し、ウェブ会議システム等により口頭審理期日における手続に関与した当事者等が、同期日に出頭したものとみなすこととした。

---

2 口頭審理は、通常は特許庁庁舎内の審判廷において開催されるが、当事者等の所在地の最寄りの会議室等の場所を指定し、当該場所に審判合議体及び審判書記官が向うくことにより開催すること（巡回審判）も可能。

(2) 証拠調べ期日における当事者等の出頭のオンライン化（特許法第151条）

新設した特許法第145条第6項及び第7項を同法第151条において準用することにより、審判長の判断で、当事者等が、ウェブ会議システム等により証拠調べ期日における手続を行うことができることとし、ウェブ会議システム等により同手続に関与した当事者等が同期日に出頭したものとみなすこととした。

### 3. 改正条文の解説

(1) 口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化

◆特許法第145条第6項及び第7項

（審判における審理の方式）

第百四十五条（略）

2～5（略）

6 審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、経済産業省令で定めるところにより、審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、第三項の期日における手続を行うことができる。

7 第三項の期日に出頭しないで前項の手続に関与した当事者及び参加人は、その期日に出頭したものとみなす。

特許法第145条に第6項及び第7項を新設した。

第6項は、当事者等の申立て又は審判長の職権により、審判長の判断で、当事者等が口頭審理期日に審判廷に出頭することなく、ウェブ会議システム等により、同期日における手続に関与することを可能にするものである。なお、その具体的な同項の方法は、経済産業省令において定めることとした。

第7項は、口頭審理期日に審判廷に出頭しないで第6項の手續に関与した当事者等は同期日に出頭したものとみなすものである。これにより、当事者等は、ウェブ会議システム等により口頭審理期日における手續に関与した場合であっても審判廷に出頭したものとみなされることから、特許法第203条の規定により過料に処されることはない。

なお、特許法第145条第6項及び第7項は、実用新案法第41条、意匠法第52条及び商標法第56条第1項においてそれぞれ準用されるため、実用新案、意匠及び商標の審判の口頭審理においても、ウェブ会議システム等による手續が可能となる。また、特許法第145条第6項及び第7項は、同法第174条第2項から第4項まで、実用新案法第45条第1項、意匠法第58条第2項から第4項まで並びに商標法第60条の2第1項、第61条及び第62条において準用されるため、それらの再審における口頭審理においても、ウェブ会議システム等による手續が可能となる。

### ◆特許法第71条第3項

#### 第七十一条（略）

#### 2（略）

3 第三百十一条第一項、第三百十一条の二第一項本文、第三百十二条第一項及び第二項、第三百三十三条、第三百三十三条の二、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条、第三百三十六条第一項及び第二項、第三百三十七条第二項、第三百三十八条、第三百三十九条（第六号及び第七号を除く。）、第三百四十条から第三百四十四条まで、第三百四十四条の二第一項及び第三項から第五項まで、第三百四十五条第二項から第七項まで、第三百四十六条、第三百四十七条第一項及び第二項、第三百五十条第一項から第五項まで、第三百五十一条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項、第三百五十七条並びに第三百六十九条第三項、第四項及び第六項の規定は、

第一項の判定について準用する。この場合において、第三百三十五条中「審決」とあるのは「決定」と、第四百四十五条第二項中「前項に規定する審判以外の審判」とあるのは「判定の審理」と、同条第五項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき」とあるのは「審判長が必要があると認めるとき」と、第一百五十一条中「第四百四十七条」とあるのは「第四百四十七条第一項及び第二項」と、第一百五十五条第一項中「審決が確定するまで」とあるのは「判定の謄本が送達されるまで」と読み替えるものとする。

4 (略)

特許法第71条第3項において、新たに同法第145条第6項及び第7項を準用することにより、判定の口頭審理における手続について、当事者等が、期日に審判廷に出頭しないでウェブ会議システム等により関与できることとした。

なお、特許法第71条第3項は、実用新案法第26条、意匠法第25条第3項及び商標法第28条第3項においてそれぞれ準用されるため、実用新案、意匠及び商標の判定の口頭審理においても、ウェブ会議システム等による手続が可能となる。

◆商標法第43条の6第2項

(審理の方式等)

第四十三条の六 (略)

2 第五十六条第一項において準用する特許法第四百四十五条第三項から第七項まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前項ただし書の規定による口頭審理に準用する。

3 (略)

商標法第43条の6第2項において、新たに特許法第145条第6項及び第7項を準用することにより、登録異議の申立ての口頭審理における手続について、当事者等が、期日に審判廷に出頭しないでウェブ会議システム等により関与できることとした。

## (2) 証拠調べ及び証拠保全期日における当事者等の出頭のオンライン化

### ◆特許法第151条

**第百五十一条** 第百四十五条第六項及び第七項並びに第百四十七条並びに民事訴訟法第九十三条第一項（期日の指定）、第九十四条（期日の呼出し）、第七十九条から第八十一条まで、第八十三条から第八十六条まで、第八十八条、第九十条、第九十一条、第九十五条から第九十八条まで、第九十九条第一項、第二百一条から第二百四条まで、第二百六条、第二百七条、第二百十條から第二百十三條まで、第二百十四條第一項から第三項まで、第二百十五條から第二百二十二條まで、第二百二十三條第一項から第六項まで、第二百二十六條から第二百二十八條まで、第二百二十九條第一項から第三項まで、第二百三十一條、第二百三十二條第一項、第二百三十三條、第二百三十四條、第二百三十六條から第二百三十八條まで、第二百四十條から第二百四十二條まで（証拠）及び第二百七十八條（尋問等に代わる書面の提出）の規定は、前条の規定による証拠調べ又は証拠保全に準用する。この場合において、同法第七十九条中「裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実」とあるのは「顕著な事実」と、同法第二百四条及び第二百十五條の三中「最高裁判所規則」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとする。

特許法第151条において、新たに同法第145条第6項及び第7項を準用す

ることにより、証拠調べ及び証拠保全における手続について、当事者等が、期日に審判廷に出頭しないでウェブ会議システム等により関与できるとした。

なお、特許法第151条は、同法第120条において準用されるため、特許異議の申立ての証拠調べ及び証拠保全においても、ウェブ会議システム等による手続が可能となる。また、特許法第151条は、実用新案法第41条、意匠法第52条及び商標法第56条第1項においてそれぞれ準用されるため、実用新案、意匠及び商標の審判の証拠調べ及び証拠保全においても、ウェブ会議システム等による手続が可能となる。さらに、特許法第151条は、商標法第43条の8において準用されるため、登録異議の申立てにおける証拠調べ及び証拠保全においてもウェブ会議システム等による手続が可能となる。特許法第151条は、同法第174条第1項から第4項まで、実用新案法第45条第1項、意匠法第58条第2項から第4項まで並びに商標法第60条の2第1項、第61条及び第62条において準用されるため、それらの再審における証拠調べ及び証拠保全においても、ウェブ会議システム等による手続が可能となる。

## 4. 施行期日及び経過措置

### (1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日（令和3年10月1日）から施行することとした（改正法附則第1条第3号）。

### (2) 経過措置

経過措置は定めていない。

